

# 北弘電社の不適切な会計処理と 「監査上の主要な検討事項」

安 田 忍

## 要旨

本稿は、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(KAM)の記載が義務付けられた2021年3月決算以降の上場会社のうち、証券取引等監視委員会から開示規則違反として課徴金納付命令勧告が出されるほどの不適切な会計処理が行われ、当該不適切な会計処理が有価証券報告書提出後に発覚し、第三者委員会もしくは特別調査委員会が設置された会社を検討の対象とし、その場合、監査報告書ではどのような監査意見が表明され、また、どのようなKAMが記載されていたのかを検討することを目的としている。具体的には株式会社北弘電社の不適切な会計処理を事例として取り上げ、KAMとの関係を考察する。

キーワード：「監査上の主要な検討事項」(KAM) 課徴金納付命令勧告  
工事原価総額の見積り 不適切な会計処理 株式会社北弘電社

## 1. はじめに

監査基準は、2018年の改訂によって、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters: 以下、KAMという)の記載を義務付けている(企業会計審議会(2018), 三)。

KAMの記載は、監査報告書が監査の結果を監査意見として表明するだけでは、「監査意見に至る監査のプロセスに関する情報が十分に提供されず、監査の内容が見えにくいとの指摘」(企業会計審議会(2018), 一)に対処したものである。会計監査人が実施した監査の内容に関する情報を財務諸表利用者に提供することによって、監査プロセスの透明性を向上させるために、監査のプロセスにおいて職業的専門家として特に重要であると判断した事項を、監査意見とは明確に区別して記載することが求められている(企業会計審議会(2018), 二, 1, (1), (2))。

このような新たな監査規制の適用が始まった中、2021年11月に公表されたグレイテクノロジー株式会社(以下、GT社という)の会計不正が大きな話題となった。

GT社は、2016年12月に東証マザーズに上場、2018年8月に東証一部に市場変更

していた上場会社であったが、2021年に外部機関から指摘があるまで、売上の前倒し計上や架空売上の計上を経営陣の容認または主導の下に行っていた（GT社特別調査委員会（2022）, P.1, P.7）。

なお、GT社に対しては、証券取引等監視委員会から2022年2月22日付で有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付および訂正報告書の提出命令勧告が出されている（証券取引等監視委員会（2022a））。

課徴金制度は、有価証券報告書等の虚偽記載等、金融商品取引法の規定に違反する行為をした者に対して、行政上の措置として、課徴金という形で金銭的負担を課す制度である（金融庁 web ページ）。したがって、GT社のように課徴金納付命令勧告が出された場合は、証券市場への信頼を害する重要な虚偽表示があったということになる<sup>1)</sup>。ただし、GT社上場後の2017年3月期の有価証券報告書および四半期報告書から2022年3月期第1四半期報告書まで、監査報告書はすべて無限定適正意見および無限定の結論となっている。

安田（2022b）でも検討したように、GT社特別調査委員会の「調査報告書」から読み取れる会計監査人の監査内容を見れば、会計監査人はGT社の売上計上と売掛金の回収遅延に対してかなりの懐疑心を抱き、売上収益および売掛金残高の適正性についてGT社に対して幾度となく状況の説明や資料の提出を求め、残高確認状による顧客への確認も行うなど（GT社特別調査委員会（2022）, p. 74.）、さまざまな観点から監査証拠を入手しようと努めていたことがうかがわれる。特に2021年3月期では、2020年5月の段階で監査報告日までに得意先数社の残高確認が未回収の場合やリース会社との立替払契約が未締結の場合は、関連する売上を取り消すか貸倒引当金を計上しなければ監査意見を出すことが困難であるとの警告を伝えていた（GT社特別調査委員会（2022）, p. 76.）。しかし、結局はGT社側の虚偽説明や偽装工作によって欺かれてしまったためか、既述のように2022年3月期第1四半期まで、無限定適正意見および無限定の結論を表明し続けている。また、2021年3月決算からはKAMの記載が義務付けられたが、売上計上や売掛金の評価に関するKAMの記載は行われていなかった（安田（2022b）, pp. 63-64, p.67.）。安田（2022）では、監査の限界に起因して重要な虚偽表示であるとの判断に至らず、結果的に無限定適正意見を表明したとしても、「調査報告書」で触れられているように監査の過程で不正をかなり疑っており、それに対応した監査手続も実施していたのであるから、2021年3月期の監査報告書には、当該事項をKAMとして記載すべきであり、記載がなかったことに疑問を呈した（安田（2022b）, p. 69.）。

そこで、本稿では、GT社と同じく課徴金納付命令勧告が出された上場会社の中

---

1) 金融庁は、2022年4月27日にGT社に対する課徴金納付命令を決定している（金融庁（2022a））。

で、GT社と同じように1回目のKAM記載を義務付けられた2021年3月決算以降の決算期の有価証券報告書を提出した後に不適切な会計処理が公表された会社を取り上げ、不適切な会計処理とKAM記載の関係を確認してみることにした。そして、上記の要件を満たす上場会社を調べたところ、株式会社北弘電社のみ該当することから<sup>2)</sup>、以下、同社を対象に、不適切な会計処理とKAMとの関係を考察する。

## 2. 北弘電社の不適切な会計処理

本章では、株式会社北弘電社（以下、北弘電社という）の特別調査委員会による「調査報告書」の内容に基づいて、北弘電社が行った不適切な会計処理の概要を述べる。

### 2.1. 高山案件の概要

北弘電社は、札幌市に本社を置き、札幌証券取引所の本則市場に単独上場している3月決算の会社である。同社は、屋内配線工事、電力関連工事などを主たる事業としており、屋内配線工事事業の1つに、今回、不適切な会計処理の対象となった太陽光発電設備工事が含まれる（北弘電社（2021a），p.5.）。

北弘電社は、2012年から太陽光発電所建設工事を含む太陽光発電事業に参入し、それ以来、合計80件程度の工事を手掛けていた。しかし、「調査報告書」の調査時点（2021年8月）では、2019年9月に契約した岩手県奥州市の江刺田原根木町太陽光発電所工事（以下、奥州案件という）と翌年6月に契約した岐阜県高山市の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事（以下、高山案件という）の2件のみとなっている（「調査報告書」，p.12.）。

高山案件は、北弘電社が2020年6月8日にX3社<sup>3)</sup>との間で締結した工事請負契約である。高山案件は、これまでの受注額を大幅に超える大型受注であったため、北弘電社の事業規模や受注実績からすると直接受注の規模を超えるとの判断から、X3社

---

2) 2021年3月以降の決算日の後に不適切な会計処理と「調査報告書」が公表され、それに対する課徴金納付命令勧告を受けた上場会社は、北弘電社以外にアジア開発キャピタル株式会社（3月決算）と株式会社ジー・スリーホールディングス（8月決算）があった（証券取引等監視委員会（2022b），（2022c））。しかし、アジア開発キャピタルは、2021年3月期有価証券報告書を過年度の決算内容の訂正とともに提出期限内に提出している。また、ジー・スリーホールディングスは、2021年8月期有価証券報告書の提出延長が認められ、過年度の訂正報告書とともに延長期日までに提出している。したがって、この2社は2021年3月以降の有価証券報告書に「調査報告書」の内容が反映されており、それに付された監査報告書のKAMも「調査報告書」を踏まえた記載になっている（アジア開発キャピタル（2021），ジー・スリーホールディングス（2022b））。

3) 「調査報告書」で使用されている略語、略称をそのまま使用する。

が元請会社となり、X3 社の下請受注として X3 社と契約している。工事期間は 2020 年 6 月 8 日から 2022 年 5 月 31 日までとなっている（「調査報告書」, pp. 20-21.）。

北弘電社は、2021 年 7 月、2022 年 3 月期第 1 四半期決算の確定作業を進める中で、高山案件に関する不適切な会計処理の疑いが生じ、同年 8 月には会計監査人<sup>4)</sup>からも工事原価総額の見積り変更の適時性についての疑義が示されたため、過年度財務諸表の訂正の要否も含め、決算内容を精査した上で 2022 年 3 月期第 1 四半期決算を確定させる必要が生じたので、2021 年 8 月 17 日に特別調査委員会を設置して調査を行うこととなった（北弘電社（2021b））。

特別調査委員会の「調査報告書」は 2021 年 10 月 15 日に提出・公表されており、調査結果を受けて、10 月 27 日に過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書、ならびに、提出遅延していた 2022 年 3 月期第 1 四半期報告書を北海道財務局へ提出している。そして、2022 年 6 月 21 日には、証券取引等監視委員会から課徴金納付命令勧告が出されている（証券取引等監視委員会（2022b）<sup>5)</sup>）。

高山案件に関する不適切な会計処理は、簡潔に言えば、工事原価総額の過小見積りとそれに起因する工事損失の未計上の問題である。その詳細は次節以下で述べることとし、ここでは、工事原価総額の過小見積りが生じた原因を簡単に紹介する。

太陽光発電関連工事は、内線事業本部が所管し、常務取締役・内線事業本部長であった B1 氏が中心となって取り扱ってきた。しかし、内線事業本部が B1 氏の個人商店と化し、組織として対応するのではなく B1 氏単独で業務を進めてしまう傾向にあることを懸念した社長は、B1 氏を内線事業本部の業務から外すために、2019 年 4 月、執行役員・内線事業本部長として A2 氏を就任させ、B1 氏の担当を常務取締役・全社技術統括に変更した。そして、社長は、B1 氏に対して、内線事業本部の枠から離れ、今後は全社的な立場から当社の技術力の向上に務めるよう指示し、また、A2 氏に対しては、B1 氏から内線事業本部におけるすべての業務を引き継ぐよう指示していた（「調査報告書」, p. 13, pp. 58-59, pp. 112-113.）。

ただし、B1 氏を内線事業本部の業務から外すという社長の指示は一部の者にしか伝えられておらず、社内および社外全体に周知された事項ではなかったため（「調査報告書」, p. 111.）、高山案件受注活動の中心人物が B1 氏であった経緯や（「調査報告書」, p. 21.）、太陽光発電案件工事の経験も豊富であったことから、高山案件受注後も常務取締役である B1 氏があたかも現場代理人のように主体的に関与し（「調査報告書」, p. 109.）、費用増加に関する工事業者等との交渉も単独で行っていた（「調査

4) この時点での会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人である。同監査法人は、25 年間にわたって監査を担当してきたが、2022 年 6 月 29 日開催の第 72 回定時株主総会の終結をもって任期満了となり、新たに監査法人銀河が会計監査人として選任されている（北弘電社（2022a））。

5) 金融庁は 2022 年 9 月 1 日付で課徴金納付命令を決定している（金融庁（2022b））。

報告書」, p. 3, p. 21.)。

B1氏は、工事が進む過程で下請業者から原価増額の見積りを受領するなど、具体的に工事原価が増加する可能性を把握、認識していたはずであるが、今後の交渉や設計変更等の工夫次第で増額を抑えられるとの考えもあったため、結局、B1氏の退任・退職直前まで工事原価が増額する具体的な可能性を経営陣に報告しないままになっていた。また、内線事業本部からも経営陣への報告がなかった。高山案件の正規の担当部署は内線事業本部内線工事部工事課であり、現場代理人 A25氏、課長 A24氏、内線工事部長 A8氏、そして担当責任者である内線事業本部長 A2氏という順で、必要な情報が順次伝達されることが想定されていた（「調査報告書」, p.109.）。しかし、常務取締役の肩書を持つ B1氏の介入により、本来は主体的に案件に関与すべき内線事業本部の役職員が主導権を B1氏に委ねてしまい、内線事業部の担当者が積極的・主体的に関与して情報を収集したり、上司への情報の伝達を行ったりすることはなかった（「調査報告書」, pp.108-111.）。

そのため、経営陣は、原価増額の具体的な可能性について認識しないままになっていた（「調査報告書」, p. 114.）。

経営陣が工事原価の見積りを見直す必要性を認識し始めたのは、B1氏が2021年6月の株主総会をもって取締役を退任、退職することになったからである。B1氏以外の担当者が、高山案件および奥州案件の内容および状況を十分理解しないまま B1氏が退任すれば、これらの案件の施工等に支障が生じるとの危機感から、その引き継ぎ等を行う中で原価増額の必要性が明らかになってきたのである（「調査報告書」, p. 62.）。結果として、2022年3月期第1四半期決算の確定作業の途上で、不適切な会計処理が発覚するという事態となった<sup>6)</sup>。

## 2.2. 工事契約に関する会計基準

高山案件が受注された2020年の時点で工事契約に適用される会計基準は、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」(以下、会計基準15号という)である。

会計基準15号は、工事契約に関する工事収益および工事原価の認識基準について、「工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する」と規定する。そして、成果の確実性が認められるためには、次の3つの要素について、信頼性をもって見積ることができなければならないとする(会計基準15号、第9項)。

---

6) その後、北弘電社は、B1氏に対して、善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求を行っている(北弘電社(2022c))。

- ① 工事収益総額
- ② 工事原価総額
- ③ 決算日における工事進捗度

ここで、工事収益総額は一般的に工事契約において対価が定められており、また工事進捗度は原価比例法を用いる場合には工事原価総額と実際発生原価との比率によって決まるので、成果の確実性が認められるためには、信頼性をもって工事原価総額を見積ることができるか否かが最も重要な要素となる。

会計基準 15 号は、また、工事契約から損失が見込まれる場合の取扱いについても定めている。すなわち、工事原価総額等（工事原価総額のほか、販売直接経費がある場合にはその見積額を含めた額）が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、工事契約に係る認識基準が工事進行基準であるか工事完成基準であるかにかかわらず、また、工事の進捗の程度にかかわらず、その超過すると見込まれる工事損失の額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しなければならないとしている（会計基準 15 号、第 19-20 項）。

ただし、会計基準 15 号は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下、会計基準 29 号）が 2021 年 4 月 1 日以降開始する会計年度の期首から適用されることとなったため、それに伴って廃止されることとなった（会計基準 29 号、第 81 項、第 90 項）。

したがって、北弘電社の会計処理は、2022 年 3 月期の期首（2021 年 4 月 1 日）からは会計基準 29 号を適用しているが（北弘電社（2022b）、p. 51.）、2021 年 3 月期までは会計基準 15 号を適用しなければならない。

北弘電社の 2021 年 3 月期有価証券報告書では、注記事項の「重要な会計方針」の中で、「完成工事高および完成工事原価の計上基準は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております」と記載している（北弘電社（2021a）、p. 43.）。そして、「調査報告書」によれば、北弘電社では、「工事請負契約」または「工事注文書・工事注文請書」を取り交わし、請負金額 2 千万円以上、工事期間が 1 年以上もしくは年度をまたぎ 6 か月以上の工事については、工事進行基準を適用して収益を認識することとしており、高山案件はこの要件を満たすので、工事開始時より、つまり 2021 年 3 月期第 1 四半期以降の各四半期報告書および 2021 年 3 月期有価証券報告書において工事進行基準を適用している（「調査報告書」、p. 65.）。

太陽光発電所建設工事は、まず調整池に係る土木工事を行った上で、太陽電池モジュール・架台等に係る電気工事を進めるという工程となる（「調査報告書」、p. 28.）。したがって、見積るべき主な工事原価は、土木工事費（防雪屋根工事費を含む

造成工事費)ならびに架台資材費および架台施工費である。

高山案件は、契約当初、受注金額 8,266 百万円に対して、土木工事費 1,578 百万円、架台資材・施工費 2,020 百万円と見積られていた(「調査報告書」, pp. 20-22.)。しかし、2020 年 6 月の着工以降、受注時には想定していなかった工事原価の追加を必要とするさまざまな事象が発生し始めたため、工事原価総額の増額が必要となっていた。

なお、北弘電社では、社内規程として、内線工事受注に至るプロセスについては「内線工事プロセス」に定めがあり、また、「受注工事管理規程(内線)」では、実行予算総括書の作成および実行予算を変更する際の条件や手続が定められている(「調査報告書」, pp. 10-12, p. 107.)<sup>7)</sup>。

「調査報告書」は、高山案件の原価の設定が、受注時、着工後の各四半期において適切であったかどうかを時系列的に調査し、妥当性を調査している(「調査報告書」, p. 49.)。

次節では「調査報告書」に基づいてその内容を検討する。

## 2.3. 原価見積りと原価増額要因への対応

### 2.3.1. 受注時の原価見積り

「調査報告書」は、まず、高山案件の受注時における原価見積りについて調査、検討し、その結果、受注にあたっては「一定の検討がなされていた事実は認められ、他に高山案件工事を受注するために過度に低額の調達・下請金額を設定したり、実現不可能な工程を組んだりするなどの事情も認められない」ことから、「受注時の原価設定自体が、工事進行基準の適用要件である工事原価総額の信頼性に欠けると認められるような事情は特段存在しないと考えられる」(「調査報告書」, p. 51.)と述べている。したがって、着工時点における工事原価総額の見積りについては一定の信頼性があると判断でき、工事進行基準を適用することに問題はなかったと判断している(「調査報告書」, p. 51.)。

### 2.3.2. 土木工事費の増加と原価管理

次に、着工以降、土木工事費の原価管理が適切になされていたか否かを検討している。

#### (1) 2020 年 9 月末(2021 年 3 月期第 2 四半期)までの状況

高山案件では、2020 年 6 月の着工以降、長雨による土木工事の遅延、多数の巨大

---

7) ただし、「調査報告書」は、「受注工事管理規程(内線)」の規程が明確性を欠き、実行予算の変更に関する具体的な適用は、内線工事部担当者の判断によるところが大きかったと述べている(「調査報告書」, p. 107.)。

な転石の発見および林地開発許可の遅延による調整池工事の遅延，生コンクリートの価格高騰等，原価の大幅増額の原因となる事実自体は生じていた（「調査報告書」，pp. 29-30.）。

しかし，「調査報告書」は，そのような事実自体はあるものの，2020年9月末までは，追加原価が発生することを具体的に想定するには至っていなかったことが認められる状況であったと判断し（「調査報告書」，p. 29. p. 66.），そのような状況を勘案すると，「工事原価総額についても信頼性が失われているとまでは言えず，2021年3月期第2四半期までは工事進行基準を適用して収益を認識することは特に問題はなかったと判断する」（「調査報告書」，p. 66.）と述べている。

## (2) 2020年12月末（2021年3月期第3四半期）までの状況

「調査報告書」によれば，上記の原価増額原因のほか，2020年11月以降，過去に伐採された木材の廃材と泥が混じった腐葉土への対応で，重機の故障対応や大量の石の投入等も含め，さらなる追加工事費用も発生し始めていた（「調査報告書」，p. 30.）。

土木工事の工事請負業者はX15社である（「調査報告書」，p.24.）。X15社は，上記の事情による原価増の可能性を認識していたと考えられ，12月の段階で下請業者に見積りの依頼を行っており，また，現場代理人A25氏等に増額について現場で伝えていたようである（「調査報告書」，p.30, p.55.）。また，X15社は，2021年1月末頃，下請業者から提出された見積書を基に，B1氏との間で費用の増額を求める協議の機会を設けたようである。（「調査報告書」，p. 31.）。

「調査報告書」は，B1氏が直ちに予算超過の発生を社内で共有していれば，2021年3月期第3四半期決算に使用する実行予算に土木工事費用の予算超過額を反映することは可能であったと述べている（「調査報告書」，pp. 66-67.）。

もっとも，2021年1月以降，B1氏とX15社との間で追加の土木工事費用の金額について協議が継続していたものの，両者の認識が一致することはなく，追加工事金額が一定しない状況が続いていた。さらに，次項で述べる架台の調達，施工についても当初想定していなかった追加費用の発生が見込まれた。

このように，土木工事および架台工事の大幅な追加原価の発生が見込まれてはいたが，その具体的な増加金額は把握できておらず，工事原価総額の増加がどの程度になるか適切に見積ることができない状況になっていた（「調査報告書」，p. 56, p.66.）。

以上のことから，「調査報告書」は，2021年3月期第3四半期においては「工事原価総額の信頼性は失われていた」と判断し，工事原価総額の信頼性が失われた2021年3月期第3四半期以降については，高山案件に工事進行基準を適用するのは妥当ではなく，工事完成基準により収益を認識すべきであったと判断した（「調査報告書」，p. 66.）。

### 2.3.3. 架台調達費・施工費の増額見積りと原価管理

次に、「調査報告書」は、架台の調達費・施工費に係る原価管理の適切性について検討を加えている（「調査報告書」, p. 57.）。

架台については、商社である X8 社を通じてメーカーからの架台の調達と設置施工を行っており、北弘電社との契約先は X8 社となっている（「調査報告書」, p. 21.）。

X8 社は、2021 年 1 月 25 日、B1 氏宛てに、鋼材費や輸送費の高騰によって架台に係る費用の大幅な増額となった見積書をメールで送信した（「調査報告書」, p. 41-42.）。したがって、B1 氏が架台に係る費用の増加を認識したのは、この電子メールを受領した以降になる（「調査報告書」, p. 68.）。

しかし、B1 氏は、設計変更によって費用増加は回避できると考えて設計変更の検討を開始し、架台に係る費用の実行予算の増額変更は行わなかった（「調査報告書」, p. 68.）<sup>8)</sup>。

「調査報告書」は、2021 年 3 月末に架台に係る費用の実行予算を増額しなかった点について、「たとえ B1 氏が 1 月に X8 社から増額された架台の見積りを受領していたという事情を考慮したとしても、特段不適切とまでは認められないと考えられる」としている（「調査報告書」, pp. 57-58, p. 68.）。

しかし、設計変更については 2021 年 3 月末の時点においても施主および元請に説明を行っておらず、承認を得ていない状況であったため、承認が得られなければ、1 月 25 日に X8 社から見積りを受領したとおり、架台について材・工ともに大幅な原価増となる可能性のある状況に置かれていた（「調査報告書」, p. 45, p. 68.）。

「調査報告書」は、上記の状況から判断して、対外的・客観的には設計変更が未実現のままであり、「2021 年 3 月末時点では費用増加は回避できないとも考えられるため、会計上では、2021 年 3 月末現在において架台に係る費用増加額 657 百万円（材料費 267 百万円、組立費 390 百万円）は実行予算に反映すべきであったと判断する」（「調査報告書」, p. 68.）と述べている。

なお、設計変更は、2021 年 4 月に入ってから出資元・実質的事業主である X1 社に説明を行ったが、結局、設計変更は断念せざるを得なくなっている（「調査報告書」, p. 45.）。したがって、2021 年 4 月末の時点では、材料費および施工費が大幅な増額となることは確実となっていた。

「調査報告書」は、B1 氏が、「4 月 23 日ないし 25 日の時点で直ちに、担当本部長である A2 氏に状況を共有するとともに、A2 氏又は B1 氏のいずれかは、2021 年 5 月の経営会議及び取締役会においてかかる状況を説明すべきであった」こと、そして、

---

8) B1 氏が 2021 年 1 月に X8 社から受領した架台の見積りの高騰について、A25 氏その他には情報が共有されていない（「調査報告書」, p. 58.）。

北弘電社は2021年5月14日にX8社から、同月21日に施工業者のX13社からそれぞれ追加の見積書等を受領しており、「この時点で直ちに実行予算を修正し、原価増に対応すべきであったと考えられる」と述べている（「調査報告書」、p. 58.）。

「調査報告書」がこのような考えを述べているのは、2021年3月期有価証券報告書の法定提出期限が6月末（承認を受けた場合は延長も可能）であるから（金融商品取引法第24条第1項）、この時点で見直しができていれば、2021年3月期決算において適切な処理が可能であったと考えられたからであろうと思われる。

#### 2.4. 過年度有価証券報告書等の訂正と課徴金納付命令勧告

高山案件に対する「調査報告書」の調査結果は、前節で述べたように、2021年3月期第3四半期から工事原価総額が信頼性をもって見積ることができなくなっているため、2021年3月期第3四半期より工事進行基準ではなく工事完成基準に変更すべきであったこと、また、2021年3月末の実行予算に追加の土木工事費用801百万円および架台の追加費用656百万円を反映した結果、同時点において高山案件の最終工事利益は481百万円のマイナスとなるため、同額の工事損失引当金を計上する必要があるという判断である（「調査報告書」、p. 70.）。

「調査報告書」の調査結果に基づいて、北弘電社は、2021年3月期有価証券報告書および2021年3月期の第1、第2、第3四半期報告書に対する訂正報告書を2021年10月27日、北海道財務局に提出している（北弘電社（2021d））。

2021年3月期有価証券報告書の訂正報告書を見ると、会計上の見積りにおける高山案件の影響について、「第5経理の状況 1財務諸表等 注記事項 追加情報」に記載している。少し長文となるが、該当部分を抜粋すると、図表1のとおりである。

証券取引等監視委員会は、訂正報告書の提出を受けて、2021年3月期第2四半期報告書（2020年11月12日提出済）、2021年3月期第3四半期報告書（2021年2月15日提出済）、2021年3月期有価証券報告書（2021年6月25日提出済）の3つを対象にして、課徴金納付命令勧告を出している（証券取引等監視委員会（2022b））。

このうち、2021年3月期有価証券報告書については、北弘電社が提出した訂正前と訂正後の損益計算書および貸借対照表の数値を比較し、売上の過大計上、売上原価の過少計上等により、当期純利益が▲3,270,081千円であるところを▲2,126,270千円と記載、純資産額が3,109,903千円であるところを4,253,714千円と記載していたことを虚偽記載の内容としている（証券取引等監視委員会（2022b））。

〈図表 1〉

(追加情報)

(高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の件)

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件について、工事原価総額の見積りを見直したところ、損失が発生することが見込まれ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月17日付で特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。令和3年10月15日に、特別調査委員会から調査報告書を受領しており、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明しました。当事業年度末時点においては、外注先から入手した見積書類に基づいて、当社で把握している事項を一部反映させたうえで、工事原価総額を算定しております。しかしながら、当該見積書類により、当事業年度末に判明していたであろう見積額を網羅的に算定することが困難であります。従って、工事開始時より工事進行基準を適用していましたが、当第3四半期会計期間以降、工事原価総額の信頼性をもった見積りができなくなったため、成果の確実性の事後的な喪失により、当第3四半期会計期間より工事完成基準に変更しています。

(出所：北弘電社 (2021c), p.50.)

### 3. 北弘電社に対する監査報告書

#### 3.1. 訂正前の監査報告書

北弘電社の訂正前の2021年3月期有価証券報告書に対する監査人の監査意見は、無限定適正意見(2021年6月25日付)であった。

そして、制度上の強制適用年度として1回目の記載となったKAMは、①小形風力発電機の取扱い終了に伴う工事補償損失引当金の見積りと、②工事進行基準適用工事の収益認識の2つであった。

高山案件は、もう1つの受注工事契約である奥州案件とともに「工事進行基準適用工事の収益認識」の問題であるので、該当する部分を抜粋して示す(〈図表2〉参照)。会計監査人が「工事進行基準適用工事の収益認識」をKAMとした理由は、事業年度の売上高の大半を占める完成工事高のうち、さらに工事進行基準により計上した完成工事高が60%を占めていることから金額的に重要であり、しかも、工事は個別性が強く、工事進行基準を適用する場合、工事原価総額の見積りは不確実性を伴うこと、また、適時・適切な見直しには複雑性を伴うからである。したがって、監査意見は無限定適正意見であるが、工事進行基準の適用における工事原価総額の見積りが、監査において特に重要であると判断していた事項であることが分かる。

そして、監査上の対応としては、大きく、「内部統制の評価」と「工事原価総額の見積りの妥当性の評価」の2つを挙げ、具体的な監査手続として「内部統制の整備・運用状況を評価」、「見積原価が工事請負契約と整合しているか」、「業務部に、工事の進捗状況及び工事原価総額の修正の可否を質問し、実行予算書や費用の発生状況に照ら

〈図表 2〉

工事進行基準適用工事の収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、電気設備工事事業及びFA住宅環境設備機器等の販売事業を営んでいる。重要な会計方針 5. 収益費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準に記載のとおり、会社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。当事業年度の売上高 11,953,384 千円のうち、完成工事高は 10,654,241 千円であり、このうち工事進行基準により計上した完成工事高は 6,417,337 千円と 60% を占めている。</p> <p>工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する当事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。工事は個別性が強く、画一的な仕様や作業内容が適用できないため、工事原価総額の見積りには一定の仮定と判断を伴い、不確実性を伴うものとなる。また、原材料や外注等の需給バランスの変動、他社が実施する前工程の進捗の影響等を受けることから、工事の遅延や工事契約の変更、建設資材単価や労務単価等の変動が生じる場合があり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。</p> <p>以上より、当監査法人は、工事収益及び工事進捗度の計算にあたり、工事原価総額の見積りが、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、工事進行基準における工事原価総額の見積りの妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>工事原価総額の見積りに関する会社の以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算書が専門知識を有する工事担当者により作成され、必要な承認により信頼性を確保するための統制</li> <li>・工事原価総額の各要素について、社内で承認された標準単価や外部から入手した見積書など客観的な価格により詳細に積上げて計算していることを確認するための体制</li> <li>・工事の施工状況や実際の原価の発生額、顧客からの仕様変更指示に応じて、適時に工事原価総額の実行予算の改訂が行われる体制</li> <li>・工事の損益管理、進捗度について、工事原価の信頼性に責任を持つ業務部が適時・適切にモニタリングを行う体制</li> </ul> <p>（２）工事原価総額の見積りの妥当性の評価</p> <p>工事進行基準が適用される工事に対して、リスクに応じて以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事原価総額の見積りについて、その計算の基礎となる実行予算書と照合し、見積原価が工事請負契約と整合しているか、種別ごとに積上げ計算されているか、異常な調整項目が入っていないか検討を行った。</li> <li>・業務部に、工事の進捗状況及び工事原価総額の修正の要否を質問し、実行予算書や費用の発生状況に照らして回答の合理性を検討した。</li> <li>・工事現場の視察を行い、工事の施工状況が進捗度と整合しているか検討した。</li> <li>・工事原価総額の事前見積額とその確定額を比較することによって、工事原価総額の見積りプロセスの評価を行った。</li> </ul>

（出所：北弘電社（2021a），p.77.）

して回答の合理性を検討」などを実施したことが記載されている<sup>9)</sup>。

## 3.2. 訂正後の監査報告書

### 3.2.1. 訂正 2021 年 3 月期有価証券報告書に対する監査報告書

北弘電社が 2021 年 10 月 27 日に提出した 2021 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書（以下、訂正 2021 年 3 月期有価証券報告書という）に対する監査報告書では、監査意見は、限定付適正意見に訂正されている<sup>10)</sup>。

限定付適正意見の根拠では、「原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高い等の場合には工事損失引当金を計上する必要があるが、当監査法人は当事業年度末における工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な記録や文書を入手することができず、工事原価総額の見積りについて十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。」と述べている。そのため、「工事損失引当金 526,581 千円の評価に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。」としている。ただし、この影響は工事損失引当金および工事損失引当金繰入額等に限定され、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではないことから、限定付適正意見としたのである（北弘電社（2021c）、p. 81.）。

それでは、KAM はどうなったのか。

訂正前は「小形風力発電機の取扱い終了に伴う工事補償損失引当金の見積り」と、「工事進行基準適用工事の収益認識」の 2 つ（掲載順）であったが、訂正後は、「江刺田原根木町太陽光発電所工事の収益認識」と「小形風力発電機の取扱い終了に伴う工事補償損失引当金の見積り」の 2 つ（掲載順）に変わっている。

このうち、「小形風力発電機の取扱い終了に伴う工事補償損失引当金の見積り」はいずれも同じ内容であるが、「工事進行基準適用工事の収益認識」が「江刺田原根木町太陽光発電所工事の収益認識」に変更されている。

この江刺田原根木町太陽光発電所工事は、「調査報告書」では奥州案件と略称されているもので、B1 氏が主導していたことや関係する業者が高山案件と重なることなど、高山案件と共通点が多いことから（「調査報告書」、p. 71.）、「調査報告書」で同時に調査された案件である。

高山案件と奥州案件はどちらも「調査報告書」において不適切な会計処理が疑われ

---

9) 工事進行基準の適用に関する監査については、監査・保証実務委員会実務指針第 91 号（日本公認会計士協会（2015））がある。なお、企業会計基準第 15 号の廃止を受けて、本実務指針も 2021 年 3 月 31 日付で廃止されている。ただし、2021 年 4 月 1 日前に開始する会計年度の財務諸表については本実務指針が適用される（日本公認会計士協会（2021a））。

10) 訂正 2021 年 3 月期有価証券報告書に係る限定付適正意見のほか、訂正された四半期報告書に係る限定付結論については、北弘電社（2021e）を参照されたい。

た工事進行基準適用工事であるが、そのうち高山案件は限定付適正意見の除外事項として、限定付適正意見の根拠の中で説明されているのでKAMから除き、もう1つの奥州案件だけがKAMとされたということである（〈図表3〉参照）。

〈図表3〉

江刺田原根木町太陽光発電所工事の収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、令和元年9月に受注した江刺田原根木町太陽光発電所工事を建設中（以下、「奥州工事」という。）であり、奥州工事の引渡期日は令和4年11月、請負金額は2,650,000千円で、当事業年度の完成工事高8,743,672千円と比較すると30%となる。</p> <p>重要な会計上の見積りに記載のとおり、会社は、令和3年10月15日に特別調査委員会から調査報告書を受領している。特別調査委員会の調査対象である高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の他、類似する事案として奥州工事についても調査が行われた。いずれも、工事の進捗にしたがい工事原価総額を見直す際、土木工事費用等の一部の費用が適時に工事原価総額の見積りに反映されていなかったことが判明した。この結果、会社は、令和3年3月期の有価証券報告書の訂正報告書において完成工事高を訂正している。</p> <p>当監査法人は、上記の訂正事項が判明した中で、会社が改めて工事原価総額を見積り、完成工事高を算定していること、工事原価総額の見積りにおける主要な仮定である外注費には不確実性が伴うことから、工事原価総額の見積りが「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、奥州工事における工事原価総額の見積り変更に関連する内部統制には依拠しないこととして、工事原価総額の見積りの合理性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調査委員会の適性、能力及び客観性について検討した。</li> <li>・原因を把握するために特別調査委員会の調査報告書を閲覧し、特別調査委員会が実施した調査の範囲、調査方法、調査結果、結論及び根拠について評価するとともに、調査報告書の内容について特別調査委員会と協議した。</li> <li>・見積りの修正が適時になされていることを確かめるため、工事担当者への質問、外注業者から入手した見積書・注文請書等との照合を行った。</li> <li>・視察時点の施工状況と工事進捗度の見積りとの整合性及び計画外の工事の有無について検討するため、工事現場を視察した。</li> <li>・土木工事を行う業者等に対して外注費見積額に関する残高確認を実施した。</li> </ul>

（出所：北弘電社（2021a），p.82.）

監査上の対応は、訂正前のKAMでは「内部統制の評価」と「工事原価総額の見積りの妥当性の評価」の2つを挙げていたが、「調査報告書」によって内部統制が適切に機能していないことが判明したので、訂正後は、奥州工事における工事原価総額の見積り変更に関連する内部統制には依拠しないこととしている。そして、「工事原価総

額の見積りの合理性」を検討する監査手続を実施したことが記載されている<sup>11)</sup>。

### 3.2.2. 2022年3月期有価証券報告書に対する監査報告書

最後に、2022年3月期有価証券報告書に対する監査報告書を確認する。

2022年3月期有価証券報告書に対する監査意見は、限定付適正意見のままである。限定付適正意見とした「限定付適正意見の根拠」(一部省略)は図表4のとおりである。

〈図表4〉

注記事項(追加情報)に記載のとおり、会社は当事業年度において、前事業年度末における高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事(以下、高山工事とする)及び他の工事に係る工事原価総額の見積り等に関連する誤謬を訂正した。当該誤謬の訂正により、前事業年度末の工事損失引当金526,581千円を計上した。当監査法人は、会社が高山工事に関する誤謬を訂正する際、外注先からの見積りの一部を前事業年度の工事原価総額に反映させなかったことについて、その判断の根拠を入手することができなかつたため、訂正後の工事原価総額について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

この結果、前事業年度の財務諸表における工事損失引当金等に関連する金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつたため、前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項は当事業年度の財務諸表と比較情報である前事業年度の財務諸表の比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

また、注記事項(会計方針の変更)等に記載のとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しているが、高山工事に関する期首時点の工事原価総額の見積りについては、上記のとおり十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、当事業年度の完成工事高15,309,778千円及び工事損失引当金繰入額529,411千円等の金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

このように、高山工事に関する前事業年度末の工事原価総額の見積りについて、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかつたことは、上記のとおり、完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響するとともに、工事損失引当金等の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるが、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、これらの影響は限定的である。

したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(以下、省略)

(出所：北弘電社(2022)、p.83.)

次に2022年3月期のKAMの記載内容を確認すると、「高山工事の工事損失引当金に影響を及ぼす工事原価総額の見積り」の1件のみとなっている(〈図表5〉参照)。

「限定付適正意見の根拠」に記載され、KAMでも記述されているように、訂正後の2021年3月期末における工事原価総額の見積りは、十分かつ適切な監査証拠を入手

11) 訂正後財務諸表に対する監査にあたっての「調査報告書」の利用については監査・保証実務委員会研究報告第25号(日本公認会計士協会(2012))も参照。ただし同報告は、監査・保証実務委員会実務指針第103号の適用により、2021年12月31日付で廃止された(日本公認会計士協会(2021b))。

〈図表 5〉

高山工事の工事損失引当金に影響を及ぼす工事原価総額の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は高山工事に対して工事損失引当金 838,862 千円を計上している。工事損失引当金は、事業年度末時点の工事原価総額等が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、既に計上された工事損益の額を控除した残額を計上するものである。</p> <p>一方、「限定付適正意見の根拠」に記載のとおり、前事業年度末の工事原価総額は、前事業年度及び当事業年度における除外事項付意見を表明する原因となる事項である。当該事項は、前事業年度の財務諸表における工事損失引当金等並びに当事業年度の完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響しているが、当事業年度末の工事損失引当金には影響を及ぼしていない。</p> <p>当該工事における工事損失引当金は、主として工事原価総額の変化により計上されたものであり、工事原価総額は当該工事の開始時である令和 3 年 5 月の見積額から 56% 増加している。当該増加の主な要因は、土木工事を含む外注費の増加であり、当初の見積り時には想定し得なかった気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等、主として土木工事に関連した追加工事が発生している。このため、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は外注費を工事原価総額の見積りににおける主要な仮定とし、外注業者からの見積書を基礎として、専門的な判断を加えて仮定している。</p> <p>翌事業年度においても、土木費用を含む外注費は引き続き発生する見込みである。このため、今後、当事業年度末時点では想定し得ない新たな障害等が発生して外注費等の仮定を見直し、工事原価総額の見積りの変更が必要となる可能性がある。その場合、見積り変更時点で工事損失引当金の追加計上が求められる。</p> <p>したがって、当該工事における工事原価総額の見積りは、主として外注費の変動に起因する不確実性を伴い、経営者の判断が会社の業績に重要な影響を及ぼすこととなることから、工事原価総額の見積りは「監査上の主要な検討事項」に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、高山工事における当事業年度末の工事原価総額の見積り変更に関連する内部統制には依拠しないこととして、工事原価総額の見積りの合理性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りの修正が適時になされていることを確かめるため、定期的に工事担当役員、工事担当者等の複数の担当者へ質問し、外注業者から入手した見積書・注文請書等との照合を行った。</li> <li>・視察時点の施工状況と工事進捗度の見積りとの整合性及び当事業年度末時点で想定していなかった工事の有無について検討するため、当事業年度末日後に工事現場を視察した。</li> <li>・実行予算に反映すべき事象の有無を検討するため、主要な外注業者等に対して外注費見積額に関する確認を実施した。</li> <li>・実行予算に反映すべき事象の有無を検討するため、工程表を閲覧するとともに、主な外注業者等との協議、社内で高山工事の進捗情報を共有するためのプロジェクトフォロー会議について、議事録を閲覧した。</li> <li>・当事業年度末時点で想定していなかった工事の有無について検討するため、当事業年度末日以降の原価台帳を閲覧した。</li> </ul>

（出所：北弘電社（2022）、p. 85.）

できなかったために除外事項となっている。このことは、2022年3月期の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、2022年3月期も限定付適正意見とされているのである。ただし、「当該事項は、前事業年度の財務諸表における工事損失引当金等並びに当事業年度の完成工事高及び工事損失引当金繰入額等に影響しているが、当事業年度末の工事損失引当金には影響を及ぼしていない。」(北弘電社(2022), p. 85.) ということである<sup>12)</sup>。

そのため、KAMは、奥州案件ではなく、より監査上の重要性が高い高山案件に絞った工事原価総額の見積りにしている。

### 3.3. 「調査報告書」に基づくKAMの変化

北弘電社の「調査報告書」には、発覚後の2021年8月に会計監査人が工事原価総額の見積り変更の適時性についての疑義を示したこと以外、監査に関連する記載がないため、それ以前に監査の過程で特に重要と判断される兆候をつかんでいたのかどうかは判明しないが、2021年3月期の監査報告書は、無限定適正意見が表明され、KAMとしては、売上高に占める金額的な重要性和原価見積りの不確実性、複雑性から「工事進行基準適用工事の収益認識」を記載していた。

北弘電社の不適切な会計処理が、工事進行基準を適用していた高山案件および奥州案件に関する工事原価総額の見積りおよび工事損失引当金の計上の要否に係わるものであったことからすれば、「工事進行基準適用工事の収益認識」をKAMとしていたことは適切な選定であったといえる。

ただし、北弘電社の事例では、これら2つの工事の中心人物(B1氏)が原価増額の状況を会社経営陣と共有することがなかったため、2021年3月決算の時点では会社経営陣が見積原価増額の必要性を認識していなかったのであるから、「工事進行基準適用工事の収益認識」をKAMとしたのは、金額的な重要性はあったにせよ、北弘電社に固有の不適切な会計処理の疑いに基づく対応というよりは、一般的な監査リス

---

12) 比較情報に対する監査意見については、監査基準報告書710(日本公認会計士協会(2023))を参照のこと。

なお、図表4の文中に、「会社が高山工事に関する誤謬を訂正する際、外注先からの見積りの一部を前事業年度の工事原価総額に反映させなかった」とある。これに関して、「調査報告書」には、2021年7月の社内会議で、原価増額について、架台については増額を実行予算に反映させるが、土木費増加額は確実な内容ではないため実行予算の修正は行わないこととされたとの記述がある(「調査報告書」, p.38, p.62.)。

クの高さによるものであったと推測される<sup>13)</sup>。

工事進行基準の不適切な適用が現実問題として認識されるのは、2021年7月頃である。そして、8月に特別調査委員会が設置され、10月提出された「調査報告書」の結果に従って、同月、訂正2021年3月期有価証券報告書を提出している。そして、これに付された監査意見は、工事原価総額の見積りについて十分かつ適切な監査証拠が入手できないことから限定付適正意見となり、KAMは「調査報告書」の内容を受けた形で、除外事項とした高山案件以外のもう1件の工事進行基準適用案件である奥州案件の原価総額の見積りが記載されている。

さらに、2022年3月期有価証券報告書でも引き続き限定付適正意見が表明されている。ただし、これは前期の除外事項である原価見積りに関する対応数値の比較可能性によるもので、このことは2022年3月期の工事損失引当金には影響を及ぼしていないため、KAMは、再び高山案件に絞った工事原価の見積りになっている。

以上、北弘電社の訂正後2021年3月期有価証券報告書および2022年3月期有価証券報告書に対する監査報告書の内容から分かるように、会社が不適切な会計処理の疑義に対して特別調査委員会もしくは第三者特別委員会を設置して調査し、その結果を「調査報告書」として受領した後は、「調査報告書」の内容が除外事項に係わる場合には監査意見に反映され、除外事項とならない場合には、「調査報告書」が財務諸表への影響が軽微と判断している事項を除けば、基本的にその後の監査報告書ではKAMとして取り上げることになるといえよう。

このことは、GT社ならびに本稿の脚注2)で挙げたアジア開発キャピタル株式会社(以下、ADC社という)および株式会社ジー・スリーホールディングス(以下、GTH社という)の事例でもいえることである。以下、これら3社の「調査報告書」とKAMの関係を簡単に示す。

GT社は、2022年2月28日付で上場廃止となっているが、関東財務局による有価証券報告書等の訂正報告書の提出命令(関東財務局(2022))に従って、2022年7月28日に2021年3月期有価証券報告書の訂正報告書その他を提出している。GT社の

---

13) 株式会社東芝が工事進行基準を用いた大型不正を行っていたことが社会問題となってから、工事進行基準の収益認識は監査リスクの高い項目であると社会的にも認識されるようになった(東芝の事例については安田(2015)も参照のこと)。なお、蟹江・分析チーム(2021)の分析では、2021年3月期有価証券報告書を2021年6月30日までに提出した上場会社のうち、連結財務諸表作成会社2,102社のKAM全個数2,802個中、収益認識は567個(20%)で、固定資産の評価に次いで2番目に多い項目となっている(蟹江・分析チーム(2021), p. 16)。また、日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)(2022)の分析によれば、2022年3月期の収益認識に関するKAMは422個、うち工事進行基準への言及件数237個、履行義務への言及件数36個であり(日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)(2022), p. 29)、収益認識に関するKAMの約65%を占めている。

場合は、訂正された2021年3月期有価証券報告書に対する監査意見も無限定適正意見であるが、KAMには「調査報告書」が問題とした「売上高の前倒し計上、架空計上」を掲載している（GT社（2022a），p. 96.）。また、同日提出の2022年3月期有価証券報告書も無限定適正意見を表明し、KAMとして、上記のKAMと同一内容の「売上高の前倒し計上、架空計上」を掲載している（GT社（2022b），p. 95.）。

ADC社は、その子会社が過去の蓄電池取引（2017年11月～2019年4月）において、それが架空循環取引であると了知しないで参加したために売上処理等で不適切な会計処理があったことが判明し、2021年6月に特別調査委員会の「調査報告書」を受領している（ADC社特別調査委員会（2021））。そして、2021年6月30日に、「調査報告書」に基づいて2019年3月期までの有価証券報告書および2020年3月期第1四半までの四半期報告書の訂正報告書、ならびに2021年3月期有価証券報告書を関東財務局に提出している。2021年3月期有価証券報告書に対する監査意見は無限定適正意見であり、KAMとして「過年度訂正の当年度決算への影響の検討」が記載されている（ADC社（2021），p. 101.）

GTH社は、売上の前倒し計上および関連当事者との取引に関する注記の未記載（2017年8月期～2021年8月期）について2022年1月28日付で特別調査委員会より調査報告書を受領し（GTH社特別調査委員会（2022））、2020年8月期までの有価証券報告書および2021年8月期第3四半期までの四半期報告書についての決算修正が必要となったため、2022年2月18日にそれらの訂正報告書を関東財務局に提出し（GTH社（2022a））、また、同日までの提出延長が承認されていた2021年8月期有価証券報告書も提出している。2021年8月期有価証券報告書に対する監査意見は無限定適正意見、KAMは4つあり、そのうち「調査報告書」と関係する事項として、「太陽光発電所の販売及び転売による売上高」、「関連当事者との取引の開示」の2つを記載している（GTH社（2022b），pp. 94-95.）。

#### 4. むすび

本稿は、監査基準によってKAMの記載が義務付けられた2021年3月決算以降の上場会社を対象に、証券取引等監視委員会から課徴金納付命令勧告が出されるほどに不適切な会計処理が行われ<sup>14)</sup>、それが2021年3月決算以降の有価証券報告書提出後に発覚した場合において、監査報告書ではどのような監査意見が表明され、また、どの

---

14) 本稿で取り上げた北弘電社、GT社、ADC社、GTH社の不適切な会計処理については、証券取引等監視委員会事務局（2022）の事例4、1、3、6も参照のこと。

ような KAM が記載されていたのかを検討することを目的としている。

本稿冒頭でも述べたように、先に安田（2022b）は、上記の条件に該当する事例として、GT 社を検討した。GT 社は、2021 年 3 月期有価証券報告書を 2021 年 6 月 30 日に提出した後、外部機関からの不適切な会計処理の指摘を受けて特別調査委員会を設置し、2022 年 1 月に「調査報告書」を受領した。この「調査報告書」の中では、監査人が売上高の前倒し計上、架空計上に関してかなり疑っており、それに対応した監査手続も進めていたことに触れられていたにもかかわらず、2021 年 3 月期有価証券報告書（訂正前）に対する監査報告書は、無限定適正意見であり、また、KAM としてすら記載されていなかった。

上記の条件に該当するもう 1 つの事例が、本稿で検討した北弘電社である。北弘電社も、2021 年 3 月期有価証券報告書を 2021 年 6 月 25 日に提出した後、工事原価の見積りに関する不適切な会計処理が 2022 年 3 月期第 1 四半期決算の過程で明らかとなったため、特別調査委員会を設置し、2022 年 10 月に「調査報告書」を受領した。

北弘電社の 2021 年 3 月期決算に対して、監査報告書は、KAM として「工事進行基準適用工事の収益認識」を記載していた。しかし、2021 年 3 月期決算の時点では、北弘電社の経営陣自体が工事原価見積りの増額が必要であると認識していなかったため、会計監査人にとっても会社固有の KAM としてどれだけ監査上重要と判断していたかは定かではない。

その後、「調査報告書」の調査結果に従って、10 月、2021 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書が提出され、高山案件に対する工事原価見積りについての十分かつ適切な監査証拠が入手できないことが除外事項とされて限定付適正意見となり、KAM には、「調査報告書」のもう 1 つの調査案件であったが除外事項とされなかった奥州案件の原価総額の見積りが記載されていた。

GT 社や北弘電社だけでなく、ADC 社や GTH 社の事例からも分かるように、会社が不適切な会計処理の疑義に対して特別調査委員会もしくは第三者特別委員会を設置して調査し、その結果が「調査報告書」として公表された後は、「調査報告書」が認定した不適切な会計処理の内容が除外事項に係わる場合には監査意見に反映され、除外事項とならない場合には、「調査報告書」が財務諸表への影響が軽微と判断している事項を除けば、基本的にその後の監査報告書では KAM として取り上げられるようである。

確かに、「調査報告書」において不適切と判断された事項は、監査の過程で発見されていれば除外事項になるか、そうでなければ KAM となってしかるべき事項である。したがって、「調査報告書」によって不適切な会計処理が判明した後であっても、その後、不適切な会計処理に関連する事項に対して会計監査人がどのような対応をしているのか関心が持たれるところではある。しかし、「調査報告書」が公表された後では、

それは既に社会的に周知された事項であるから、当該事項を KAM として記載したとしても、当該記載によって監査の透明性が期待されるほどに向上するとまではいえないように思われる。

また、本稿とは直接関係しないが、日本経済新聞の記事によると、あずさ監査法人が、非上場企業 231 社を含む 2,552 社の 2022 年 3 月期と 2021 年 3 月期の KAM を調査したところ、連結分と単体分を合わせた KAM 約 5,500 件のうち、約 4 割の約 2,000 件で見出しが前の期と同じであったとされる（日本経済新聞（朝刊）（2022），p. 18.）。これはいわゆる「縦のボイラープレート化」の問題である<sup>15)</sup>。

情報利用者は KAM に何を期待できるのか、KAM を記載することの監査上の有用性については、今後も引き続き検証すべき問題が残されている。

## 引用文献

- アジア開発キャピタル株式会社（2021）「第 101 期（2021 年 3 月期）有価証券報告書」（2021 年 6 月 30 日提出）
- アジア開発キャピタル株式会社特別調査委員会（2021）「調査報告書」（2021 年 6 月 21 日）（<http://www.asiadevelop.com/wp-content/uploads/2021/06/d18a6232b9fce93300491fb388e6ce1d.pdf>）
- 蟹江章，分析チーム（2021）「「監査上の主要な検討事項」の強制適用初年度における分析」，日本公認会計士協会
- 株式会社北弘電社（2021a）「第 71 期（2021 年 3 月期）有価証券報告書」（2021 年 6 月 25 日）
- 株式会社北弘電社（2021b）「特別調査委員会設置に関するお知らせ」（2021 年 8 月 17 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r030817news.pdf>）
- 株式会社北弘電社（2021c）「第 71 期（2021 年 3 月期）有価証券報告書の訂正報告書」
- 株式会社北弘電社（2021d）「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」（2021 年 10 月 27 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r03102702news.pdf>）
- 株式会社北弘電社（2021e）「有価証券報告書に係る監査報告書の限定付適正意見及び四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の限定付結論に関するお知らせ」（2021 年 10 月 27 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r03102705news.pdf>）
- 株式会社北弘電社（2021f）「令和 4 年 3 月期第 1 四半期報告書提出完了に関するお知らせ」（2021 年 10 月 27 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r03102708news.pdf>）
- 株式会社北弘電社（2022a）「会計監査人の異動に関するお知らせ」（2022 年 5 月 11 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r04051103news.pdf>）
- 株式会社北弘電社（2022b）「第 72 期（2022 年 3 月期）有価証券報告書」
- 株式会社北弘電社（2022c）「元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」（2022 年 11 月 10 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r041110news.pdf>）
- 株式会社北弘電社特別調査委員会（2021）「調査報告書」（2021 年 10 月 15 日）（<https://www.kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r041015news.pdf>）

---

15) KAM の「縦のボイラープレート化」の問題については、安田（2022a）も参照のこと。

## 北弘電社の不適切な会計処理と「監査上の主要な検討事項」

kitakoudensha.co.jp/pdf/news/r031015news.pdf)

株式会社ジー・スリーホールディングス (2021) 「第 11 期 (2021 年 8 月期) 有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」 (2021 年 11 月 30 日) (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3647/tdnet/2054923/00.pdf>)

株式会社ジー・スリーホールディングス (2022a) 「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」 (2022 年 2 月 18 日) (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3647/tdnet/2088416/00.pdf>)

株式会社ジー・スリーホールディングス (2022b) 「第 11 期 (2021 年 8 月期) 有価証券報告書」 (2022 年 2 月 18 日)

株式会社ジー・スリーホールディングス特別調査委員会 (2022) 「調査報告書」 (2022 年 1 月 28 日) (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3647/tdnet/2076341/00.pdf>)

関東財務局 (2022) 「グレイステクノロジー株式会社に対する有価証券報告書等の訂正報告書の提出命令について」 (2022 年 3 月 10 日)

企業会計基準委員会 (2007) 企業会計基準第 15 号 「工事契約に関する会計基準」

企業会計基準委員会 (2020) 企業会計基準第 29 号 「収益認識に関する会計基準」 (2018 年公表, 2020 年改正)

企業会計審議会 (2018) 「監査基準の改訂について」 (2018 年 7 月)

金融庁 Web ページ 「課徴金制度について」 (<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>)

金融庁 (2022a) 「グレイステクノロジー (株) における有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」 (2022 年 4 月 27 日)

金融庁 (2022b) 「(株) 北弘電社における有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」 (2022 年 9 月 2 日)

グレイステクノロジー株式会社 (2021) 「第 21 期 (2021 年 3 月期) 有価証券報告書」 (2021 年 6 月 30 日提出)

グレイステクノロジー株式会社 (2022a) 「第 21 期 (2021 年 3 月期) 有価証券報告書の訂正報告書」 (2022 年 7 月 28 日提出)

グレイステクノロジー株式会社 (2022b) 「第 22 期 (2022 年 3 月期) 有価証券報告書」 (2022 年 7 月 28 日提出)

グレイステクノロジー株式会社特別調査委員会 (2022) 「調査報告書」 (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6541/tdnet/2072811/00.pdf>)

証券取引等監視委員会 (2022a) 「グレイステクノロジー株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付及び訂正報告書の提出命令勧告について」 (2022 年 2 月 22 日)

証券取引等監視委員会 (2022b) 「株式会社ジー・スリーホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」 (2022 年 4 月 26 日)

証券取引等監視委員会 (2022c) 「アジア開発キャピタル株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」 (2022 年 6 月 17 日)

証券取引等監視委員会 (2022d) 「株式会社北弘電社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」 (2022 年 6 月 21 日)

証券取引等監視委員会事務局 (2022) 「開示検査事例集 (令和 3 事務年度)」 (2022 年 8 月) (<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20220831/1.pdf>)

日本経済新聞 (朝刊) (2022) 「監査の重要項目「KAM」、企業 4 割で前例踏襲 前期、問われるり

- スク開示」(2022年9月28日, 18ページ)
- 日本公認会計士協会(2012) 監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」(2012年3月22日)
- 日本公認会計士協会(2015) 監査・保証実務委員会実務指針第91号「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」(2015年4月30日)
- 日本公認会計士協会(2021a)「監査・保証実務委員会実務指針第91号「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」の廃止について」(2021年3月31日)
- 日本公認会計士協会(2021b)「監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」及び監査・保証実務委員会研究報告第28号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」の廃止について」(2021年12月10日)
- 日本公認会計士協会(監査・保証基準委員会)(2022) 監査基準報告書701 研究文書第2号「「監査上の主要な検討事項」の事例分析(2021年4月～2022年3月期)レポート(研究文書)」(2022年12月23日)
- 日本公認会計士協会(2023) 監査基準報告書710「過年度の比較情報——対応数値と比較財務諸表」(2011年7月, 最終改正2023年1月)
- 安田忍(2015)「工事契約の会計と利益操作」『南山経営研究』第30巻第2号, 南山大学経営学会
- 安田忍(2022a)「「監査上の主要な検討事項」の強制適用年度における記載内容に関する考察——自動車業界における製品保証引当金を中心に——」『南山経営研究』第36巻第3号, 南山大学経営学会
- 安田忍(2022b)「グレイステクノロジー社の不正会計と監査」『南山経営研究』第37巻第1号, 南山大学経営学会